

公安委員会
説明資料No. **1**

保有個人情報不開示決定に係る
異議申立てに関する決定について

平成23年12月22日
国家公安委員会会務官

(略)

1 概要

平成23年改正犯罪収益移転防止法の施行等に伴う下位法令の改正案について、意見公募手続を実施するもの

2 期間

平成23年12月23日（金）から平成24年1月27日（金）まで

3 改正案の主な内容

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正

- ハイリスク取引（マネー・ローンダリングのリスクの高い取引）の類型に含まれる取引として、以下のものを定める。
 - ・ 過去に契約時確認を行った顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
 - ・ 過去の契約時確認の際に偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ハイリスク取引の一類型である、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域に居住又は所在する者との取引について、その国又は地域をイラン及び北朝鮮とする。
- ハイリスク取引に際し資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととなる一定額（敷居値）を200万円とする。

(2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正

- 通常取引における新たな確認事項の確認方法について、以下のとおり定める。
 - ・ 取引を行う目的
申告を受ける方法
 - ・ 職業／事業内容
申告を受ける方法／登記事項証明書等の書類により確認する方法
 - ・ 実質的支配者
申告を受ける方法
- ハイリスク取引における確認方法について、以下のとおり定める。
 - ・ 本人特定事項（氏名、住居、生年月日／名称、所在地）
通常取引における確認方法（運転免許証等の書類により確認する方法）に加え、別の同様の書類により確認する方法
 - ・ 取引を行う目的
申告を受ける方法
 - ・ 職業／事業内容
申告を受ける方法／登記事項証明書等の書類により確認する方法
 - ・ 実質的支配者
株主名簿等の書類により確認する方法
 - ・ 資産及び収入の状況
確定申告書等の書類により確認する方法

(3) 施行期日

一部を除き、平成25年4月1日とする。

公安委員会	平成23年度警察庁補正予算	平成23年12月22日
説明資料No. 3	(第4号)(案)の概要について	会計課

1 経緯

12月1日、内閣総理大臣より財務大臣に対して、義務的経費等の追加やその他の追加財政需要に対応するため、平成23年度補正予算(第4号)を編成するよう指示がなされ、12月20日の閣議で概算決定された。

2 平成23年度警察庁補正予算(第4号)(案)の概要

(1) 追加額 808百万円

(2) 内容

ア サイバー空間の安全確保の推進 549百万円

政府機関や防衛関連企業からの情報窃取を狙ったとみられるサイバー攻撃が発生していることを踏まえ、事案の全容解明及び事件検挙に向けた取締体制の強化に必要な資機材の整備に要する経費

イ 大規模災害の発生を踏まえた警察情報通信基盤の整備充実 259百万円

台風12号等の自然災害の発生を踏まえ、大規模災害発生時において、警察の無線多重通信網及び通信事業者回線が途絶した場合における通信手段の確保に必要な資機材の整備に要する経費

3 今後の日程

内閣総理大臣指示において、「年明けの常会の冒頭に提出することとしたい」とされているところ。

現在、財政当局と調整中の平成24年度警察庁予算（案）の概要については、以下のとおり。

- 1 総額 256,803百万円
 (平成23年度予算額 245,104百万円
 対前年度比較増減額 11,699百万円 (4.8%)

	要求・要望額	査定額	比較増(△)減額
要求枠	234,811百万円	232,347百万円	△ 2,464百万円(△ 1.0%)
要望枠	16,541百万円	7,612百万円	△ 8,929百万円(△54.0%)
復興枠	21,026百万円	16,844百万円	△ 4,182百万円(△19.9%)
計	272,378百万円	256,803百万円	△15,575百万円(△ 5.7%)

※ なお、一括交付金化する928百万円（要望枠）については内閣府に計上

2 主な内容

- (1) 治安水準の更なる向上のための総合対策の推進 14,481百万円
 ア 犯罪が起きにくい社会づくりの推進
 イ 客観証拠重視の捜査のための基盤整備
 ウ 被害者支援の充実
 エ サイバー空間の安全確保の推進
- (2) 組織犯罪対策の推進 4,662百万円
 (3) テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 5,347百万円
 (4) 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 16,445百万円
 (5) 警察基盤の充実強化 29,615百万円
 ア 人的基盤の充実強化
 ・ 地方警察官の増員 増員数 626人
 ・ 国家公務員の増員 増員数 132人 ((6)の経費による措置分を含む)
 イ 装備資機材・警察施設の整備充実
- (6) 東日本大震災からの復旧・復興に向けた各種施策の推進 16,844百万円

3 組織改正

- (1) 警察庁関係
 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官、特殊警備対策官を設置等
- (2) 都道府県警察関係
 大阪府警察に副本部長を設置

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>不正アクセス防止対策に関する 行動計画の策定について</p>	<p>平成23年12月22日 情報技術犯罪対策課</p>
<p>1 経緯</p> <p>平成22年度総合セキュリティ対策会議での提言を受け、今年6月30日に官民意見集約委員会（官民ボード）を設置し、官民一体となって不正アクセス防止対策として講ずべき措置について意見集約を行ってきたところ、本日午後開催予定の第3回官民ボードにおいて、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」（以下「行動計画」という。）を決定する見込み</p>		
<p>2 行動計画概要</p> <p>官民で意見集約して取りまとめた次の施策を公表・周知し、社会全体での不正アクセス防止対策を強化していく。</p>		
<p>(1) 潜在化する不正アクセスの実態を適正に把握</p> <p>潜在化しやすい性質がある不正アクセス行為に係る実態を正確かつ適切に把握するため、不正アクセス行為を受けた際の通報の活発化、届出取扱作業のマニュアル化等の取組を実施していく。</p>	<p>2 頁</p>	
<p>(2) 不正アクセスの実態や対策の普及啓発による態勢整備</p> <p>社会の各層に対し、「官民ボード・ポータルサイト」（仮称）や情報セキュリティ講習等を通じて不正アクセスの実態情報を重層的に伝達し、不正アクセスに関する十分な取組が実施できるような環境を整備していく。</p>	<p>5 頁</p>	
<p>(3) 不正アクセスの対抗策を官民で研究・実施</p> <p>フィッシング行為やID・パスワードの不正取得行為・提供行為の法規制化の検討、セキュリティ・ホール攻撃等技術的な対策を推進するなど、不正アクセス行為を防止する対抗策を実施していく。</p>	<p>9 頁</p>	
<p>3 今後の対応</p> <p>行動計画の内容を周知するとともに、あらゆる企業・団体等に対して行動計画に盛り込まれた取組が実施されるよう働き掛けていく。</p>		

1 事案概要等

(1) 事案概要

被疑者は、

- ① 平成23年12月16日午後6時ころ、被害者A女方に窓ガラスを破壊して侵入し、A女の胸腹部を包丁で複数回突き刺し
 - ② 同日午後6時20分ころ、被害者B女方に窓ガラスを破壊して侵入し、B女の胸腹部を包丁で複数回突き刺し
- いずれも失血死させたものである。

(2) 被疑者

住居 三重県桑名市
職業

(27歳)

※ 逮捕日 平成23年12月17日(通常逮捕)
逮捕罪名 住居侵入、殺人罪

(3) 被害者

住居 長崎県西海市

A (当時77歳)
B (当時56歳)

2 事案の認知及び捜査状況

12月16日午後9時ころ、帰宅した被害者B女の次男から「窓ガラスが割れて家の中が荒らされている。」旨の110番通報がなされ、臨場した警察官が確認したところ、敷地内に駐車中の車両内から被害者2人を発見したものの。

翌17日、所轄署に捜査本部を設置し、所要の捜査を進めて上記被疑者を浮上させ、同日午前9時過ぎに長崎市内において被疑者を発見、任意同行の上通常逮捕したものの。

3 経緯

- (1) 被疑者をめぐっては、本年10月29日以降、被害者B女の夫から、「三女(千葉県在住、23歳)が交際中の男(本件被疑者)から暴力を受けているようだ」旨の相談が千葉県警察になされ、口頭警告を3回行うなどしていた。
- (2) 千葉県警察においては、三女に対する傷害事件として立件すべく捜査を行い、12月14日に被害届を受理するなどしていた。

1 暴力団情報に係る部外への情報提供について

「暴力団排除等のための部外への情報提供について（平成12年9月14日付け警察庁丙暴暴一発第14号）」（以下「12年通達」という。）により実施
→ 国民に広く理解を求める観点からホームページ上で公表

2 12年通達改正の背景

- 近年における社会からの暴力団排除気運のかつてない高まり
- 社会からの暴力団排除を推進する法令等の整備
 - ・ 各都道府県における暴力団排除条例の制定
 - ・ 各種業法における暴力団排除規定の整備
- 暴力団による活動実態等の多様化・不透明化
→ 警察が保有する暴力団情報の提供要請が拡大
社会全体での取組を適切に支援し、社会からの暴力団排除を一層推進する必要があるため、事業者等からの情報提供の要請に的確に対応し、暴力団情報を積極的かつ適切に提供していくことが重要。

3 主な改正内容

(1) 暴力団との関係遮断を図ろうとする者への情報提供の要件の明確化

これまでの情報提供の要件

- 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復
- 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃

に

- 条例上の義務履行の支援

→ 事業者が、取引等の相手方が暴力団員等でないことを確認するなど、条例上の義務を履行するため必要と認められる場合

を追加

(2) 共生者及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者等に係る情報提供

12年通達では、暴力団構成員、これと同視し得る準構成員及び元暴力団員に限られており、共生者及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者等に言及がなかったところ、これらを明記し、一層的確な情報提供を行うこととした。

4 今後の予定

ホームページ上で公表

1 目的

全都道府県で暴力団排除条例が施行されるなど、社会全体による暴力団排除が一層進展する一方、暴力団との関係遮断を図る企業等に対する危害行為が相次いでいる。これら関係者の安全確保は社会全体で暴力団排除活動を推進するための不可欠な基盤であることから、警察組織の総合力を発揮して保護対策の徹底を図るため、保護対策実施要綱（暴力団対策部長通達）を見直して、次の内容を盛り込み、新たに依命通達により制定したものの。

2 概要

(1) 警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施

保護対策は、組織犯罪対策部門が、警備部門、地域部門その他の関係部門の協力を得て実施すること。

(2) 保護対象者の指定

保護対象者として、新たに「暴力団等との取引、交際その他の関係の遮断を図る企業等の関係者」等を明記。

(3) 身辺警戒員の指定

警戒体制を強化するため、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定し、身辺警戒時には記章を付けること。

(4) 各都道府県警察間の連携強化

警察庁による調整の下、都道府県警察相互間において、連絡体制、応援体制を整備すること。

3 今後の予定

平成24年2月中旬を目途に、各都道府県警察の保護対策の中心となる保護対策官を招致して会議を開催し、保護対策実施要綱とその実施要領の周知徹底・確実な運用を図る予定。

1 金正日国防委員長の死去及びその影響

平成23年12月19日正午、朝鮮中央テレビ等は、金正日国防委員長が同月17日に急死したと伝えた。金正日国防委員長の死去は、核開発問題をめぐる情勢を一層不透明化させるだけでなく、体制内部の動向等によっては、北朝鮮に大きな混乱が生じることが予想され、我が国の治安にも種々の影響を及ぼすおそれがある。

2 政府の対応

(1) 官邸対策室の設置

平成23年12月19日12時5分、政府において、北朝鮮労働党総書記死亡に関する官邸対策室を設置。

※ 同日13時26分、金正日国防委員会委員長の死去に伴う官邸対策室に改組。

(2) 安全保障会議の開催

内閣総理大臣を長とする安全保障会議を開催。

(3) 緊急参集チーム協議等の開催

関係省庁から関連情報を集約するため、緊急参集チーム協議等を開催。警察庁からは警備局長が参加。

3 警察の対応

(1) 警備対策本部の設置

平成23年12月19日12時5分、関連情報の収集や重要施設の警戒警備等に万全を期すため、警察庁において、警備局長を長とする「金正日国防委員長の死去に伴う警備対策本部」を設置。

(2) 都道府県警察への指示

我が国の治安の維持の万全を期す観点から、都道府県警察に対し、

- 情報収集活動の強化
 - 重要防護施設等に対する警戒警備の徹底
 - 有事即応態勢の確立
- 等、警備諸対策の強化を指示。

4 特異動向

現在までのところ、国内において特異な動向は把握されていない。

1 被害状況 (12月21日現在。以下同じ。)

死者：15,842人、行方不明者：3,475人、負傷者：5,890人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約88,300人の警察官を派遣。
- 約4,900人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約3,600人 (岩手、宮城、福島)
 - ・ 派遣部隊：約1,300人 (岩手約200人、宮城約400人、福島約700人)

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 26,800人	約 34,700人	約 26,800人	約 88,300人
人・日(延べ)	約252,300人	約320,600人	約258,000人	約830,900人

4 主な災害警備活動等**○ 行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約80人、宮城県警察では約60人、福島県警察では約30人の態勢(3県警察とも自県態勢のみ)で捜索活動を継続。

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約260人態勢で、警戒区域(4月22日設定)内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊(約150人)を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 被災3県における災害警備活動中の警衛警護警備の実施

3月11日の発災以降これまでに、被災3県においては、天皇皇后両陛下を始めとした皇室による被災地御見舞いや、温家宝中華人民共和国国务院総理及び李明博大韓民国大統領が出席した第4回日中韓サミット等が行われたが、岩手県・宮城県・福島県警察では、捜索等の災害警備活動を継続しつつ、警備部隊の特別派遣を含めた所要の警備体制を確立し、それぞれの警衛警護警備を完遂。

○ 身元確認

警察官約50人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,100体の遺体の身元を確認(収容された遺体の約96%)。

○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。